

こんな事で扱いで大もめ(?)

以下、議事録によっていませんが、本筋においては、間違いありません。

議員協議会開催の2日前に、「議事予定」を見た私は議会事務局長に議事に【その他】としてあらかじめ入れてもらうことをお願いしていたのですが、当日になってしまったことをA議員が、【こんなものを突然配ってもらっては困る】と述べ異議を申し立てました。隣にいたB議員も同調し怒りを表しました。それらを聞いたC議員が、【議論するのは1年後で良い】などと述べ、ましたが、最終的には牧田議長の方から【近いうちに議会改革委員会で諮る】とのまとめで会議は終わりました。後日、議長・副議長・議会事務局との打ち合わせで「6月議会の前に、議会改革委員会を開き諮る」との議長の意向が示され、日程の検討を議会事務局に指示しました。いずれにせよ、【なぜ、こんな事になぜ異議が唱えられるのか、それも、あのような不快になるような激しい口調でと、不思議に思った次第です。

※以下が、私が提案した検討事項です・

当面の「議会改革」の為の 極めて小さな希望事項

1, 議員の政務調査のための資料提供を以下のように変更することを提案します。

(1)「安議会第157号(平成26年11月28日)と安議会第158号(平成26年11月28日)」から、「安総務第170号(平成19年6月8日)と同日の総務課長 から「府中一般」への文書」の段階に戻すこと。

(2)以下、提案。

議会基本条例に(1)と同趣旨の文言を書き加える。

(横浜市議会の基本条例には、【市長は】誠実に対応する】などがある。)

2, 議員の発言制限に関して・・・(会議規則・議会基本条例の改正)

(1) 行政報告・事務報告の発言回数に関しても会議規則に盛るべきである。

- ①行政報告に対する質疑を「1項目、1回」から【項目ごと3回】にする。
- ②議案に対する質疑を【一問に対して3回までを5回まで】とする。

3, 採決の際の【採決】は、「退席」(棄権)を申し合わせで認める。

4, 「議会だより」の改善

広報特別委員会で議論することだが、全員に関することだから、議員協議会で結論を得ておくことが前提となる。

(1) 議会報告について

- ①報告ページ数を半ページ増やす。
- ②質問後の感想(所感)を記述する。
- ③答弁者の役職を公表。
- ④採決の際の議員氏名の公表。

(2) 開かれた議会のため「町民の意見公募」

- ①批判的意見であっても掲載
- ②掲載条件の整理

5, 安平町議会広報活動(H P)の【芽室町化】を求めたい。後日検討を。

※芽室町の議会のH Pを見て欲しい。 (町のH Pも)

全て(?)資料、議事録が掲載されている。

4月16日の委員会まで議案・議事録・資料が載っている。

- (1) 議会専用の町民からの意見聴取のチャンネルを設ける。
- (2) 町民の声を直に聞く窓口(アドレス)の開設。
(芽室町の【ホットボイス】のようなもの)

(3) 議会事務局の体制強化

- ①議事録を音声を活字に変える機械の導入
- ②議会事務局の人数の増加
 - ★議事録を早急に仕上げる事が出来るよう。現状では遅すぎる。
 - ★H Pに議会のコーナーを設け、議会の活動の全てをアップする。

6, 議員のための顧問弁護士の配置の為の予算化を求める。

- (1) 町長(役場)には、顧問弁護士がいるが、議員の為の弁護士はいない。
場合によっては、【議員のための法律相談費用の】計上する。